

# 長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例の改正について

パブリック  
コメント用

## 条例改正における背景

### 2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催される

1998年に「環境にやさしい」をテーマに長野冬季オリンピック・パラリンピックを開催  
市民にホスピタリティーの精神が根付き、今では、年間1,100万人を超える観光客が訪れる**観光都市**（内 外国人観光客は約6万人）  
市民及び多くの観光客等の**安全と健康**への影響にも**配慮**



**きれいなまちで来訪者をお出迎えし、  
市民・来訪者の安全と快適な生活環境を守っていく必要があります。**

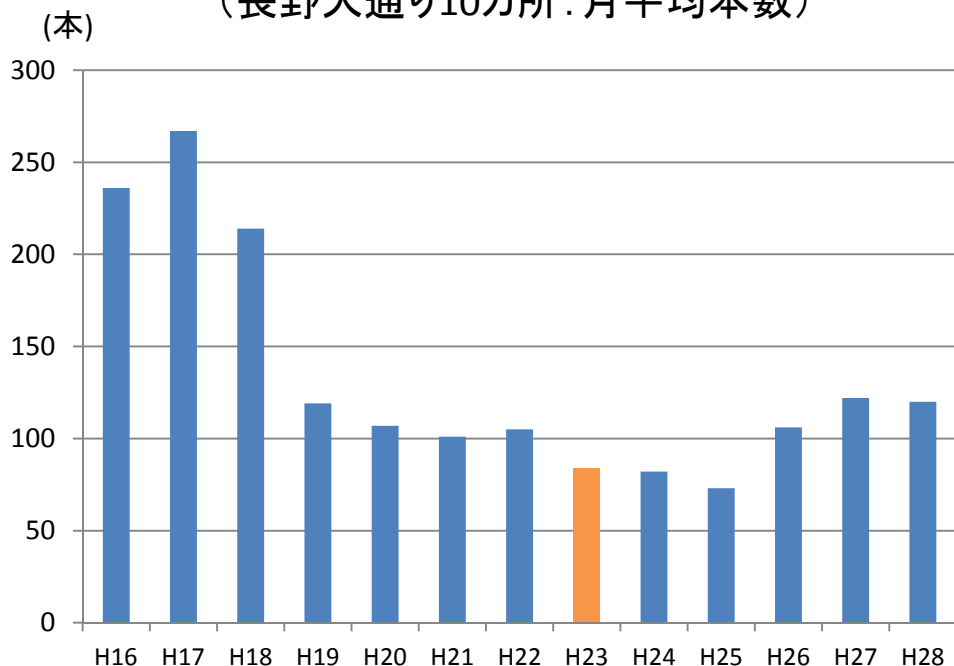
- 喫煙対策は、諸外国に比べ遅れており、**日本は最低レベル(WHO調査)**です。
- 国では、2020年東京五輪・パラリンピックに向けて、**健康増進法の改正**を進めており、屋内での受動喫煙防止策が強化され、**路上喫煙およびたばこの吸い殻ごみの散乱が増えることが懸念**されます。
- 長野商工会議所、長野商店会連合会及び長野青年会議所から**路上・歩行喫煙の禁止**について、市長および議長に対し要望がありました。

## 長野市の最近の状況

- 平成23年4月から条例を施行し、ごみないきれいなまちの実現を目指して、対策に取り組んできました。近年、ごみのポイ捨て量は減少していますが、たばこの吸殻のポイ捨ては増加傾向にあります。また、歩行喫煙をする人が、まだ見受けられる状況です。

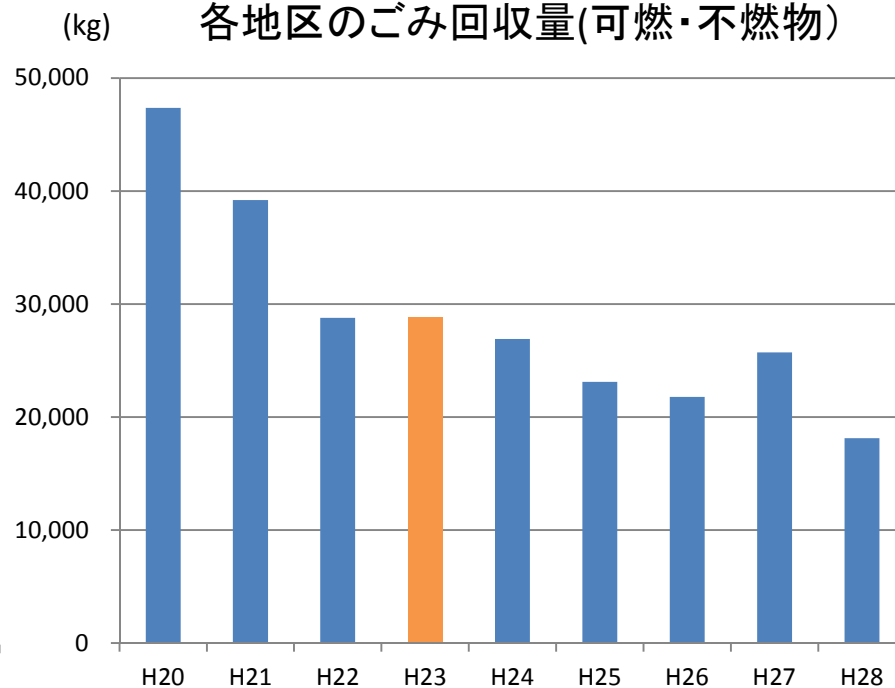
### たばこの吸殻散乱調査

(長野大通り10カ所: 月平均本数)



### 春秋ゴミゼロ運動

各地区のごみ回収量(可燃・不燃物)



市民・来訪者の皆さんの、安全と快適な生活環境を守り、きれいなまちを実現するため、現行の条例を見直すものです。

## 主な改正内容と考え方

主な改正内容	考え方
条例名称の変更	条例の名称に、「道路上における喫煙」の文言を含め、条例の目的がわかりやすいようにします。
目的の追加	市民等の身体及び財産の安全確保について目的を追加します。
責務の明確化	より内容をわかりやすくし、具体的な行動を促すため、遵守事項を追加します。
喫煙の制限	<p><b>道路上における喫煙</b>について、努力義務から<b>禁止</b>にします。</p> <p>☆「たばこ」の定義の考え方 電気加熱式たばこなどの火を使わないたばこも、カプセルやフィルターなど、吸い殻と同等のごみが発生し、「ポイ捨て」の原因となるため、<b>全てのたばこを対象</b>とします。</p> <p>☆「喫煙」の定義の考え方 火傷や火事等の危険性の観点から、「<b>火のついたたばこ</b>」を対象とします。</p> <p>電気加熱式たばこなど、火を使わないたばこについては、喫煙の対象としませんが、マナーの観点から使用にあたりましては、周りの人の迷惑とならないよう配慮するよう促します。</p>
禁止行為の追加	重点地区内における禁止行為を定めます。

## 主な改正内容と考え方

主な改正内容	考え方
罰則規定 (過料)の追加	<p>重点地区内で<b>ポイ捨て</b>と<b>指定場所以外での喫煙</b>の禁止の規定に違反した場合の罰則規定を設けます。</p> <p>過料の金額は<b>5万円以下</b>とします。</p> <p>理由は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◇<b>地方自治法</b>による罰則（過料）<b>金額の上限が5万円</b>であること</li><li>◇本条例に定める「道路等」（公共の場所）に含まれる「公園」の管理について定めている長野市都市公園条例において、罰則規定（過料）が「<b>5万円以下</b>」で規定されていること</li><li>◇他の長野市の条例の罰則規定（過料）がほぼ「5万円以下」であること（長野市個人情報保護条例 ほか16条例）</li></ul> <p>ただし、重点地区を指定した際の<b>実際の徴収金額は、別途定めます</b>。</p> <p>参考：東京都千代田区の場合 実際の徴収金額 2,000円</p> <p>なお、犬のふんの放置については、長野県の「動物の愛護及び管理に関する条例」において罰則(30万円以下の罰金)が規定されているため、市条例の対象に含めません。</p> <p>参考:罰金、科料は、刑法上の刑罰の一つ 過料は、法令等に従わない者に対する制裁で行政罰の一つ</p>

# 改正条例案（骨子） 1 太字&下線部が主な改正箇所

長野市ポイ捨て及び道路上における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例(仮称)

## 第1条 目的

この条例は、ポイ捨て及び道路上における喫煙等の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、禁止行為その他必要な事項を定めることにより、ごみのないきれいなまちの実現を図り、かつ、市民等の身体及び財産の安全を確保することをもって良好で快適な市民等の生活環境の確保に資することを目的とする。

## 第2条 定義

ポイ捨て	たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、空き缶等その他これらに類する散乱性の高いものを、吸い殻入れ、ごみ箱、回収容器その他定められた場所以外の場所にみだりに捨てること
空き缶等	缶、瓶、ペットボトルその他の容器
<u>道路上における喫煙等</u>	<u>道路等において喫煙等をする事</u>
<u>道路等</u>	<u>道路、公園その他屋外の公共の場所</u>
<u>たばこ</u>	<u>たばこ事業法によるたばこ</u>
<u>喫煙等</u>	<u>火のついたたばこを吸う行為又は持つ行為</u>
市民等	市内に居住し、通勤し、通学し、もしくは滞在し、又は市内を通過する者
事業者等	市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。

## 改正条例案（骨子） 2

### 第3条 市の責務

市は、条例の目的を達成するため、必要な施策を実施するとともに、市民等及び事業者に対し、まちの美化に関する意識を高めるための啓発を行うこと。

### 第4条 市民等の責務

市民等は、自らポイ捨て等の防止に関する意識を高めるとともに、まちの美化活動に努めること。

市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めること。

#### （遵守事項）

**市民等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない**

- (1) 道路等において自ら生じさせた吸い殻及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納すること。**
- (2) 道路等において喫煙する場合において、たばこの火を適正に管理し、周囲の者に対する安全の確保に努めること。**
- (3) 火を使わないたばこを歩きながら吸う行為等しないよう努めること。**
- (4) 飼い犬等に散歩、運動等をさせる場合においては、ふんを処理するための用具を携帯し、当該飼い犬等のふんをその用具により適正に処理すること。**

## 改正条例案（骨子） 3

### 第5条 事業者の責務

事業者は、従業員のパイ捨て等の防止に関する意識啓発を行うとともに、施設を清潔に保ち、まちの美化の推進に努めること。

事業者は、消費者等に対する意識の啓発、その他必要な措置を講ずるよう努めること。

### 第6条 自動販売機設置者の責務

飲食物の自動販売機を設置し、または管理する事業者は、空き缶等の回収容器を設置し、適正に管理するよう努めること。

### 第7条 パイ捨ての禁止

市民等は、パイ捨てをしてはならない。

### 第8条 **道路等**における喫煙の**禁止**

市民等は、次の各号のいずれかに該当するときは、**道路等において喫煙してはならない。**

- (1) 歩行しているとき又は自転車等に乗車しているとき
- (2) 灰皿等の吸い殻入れが設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないとき

### 第9条 廃棄物の投棄の禁止

市民等は、廃棄物の処理に当たっては、法令、条例その他の定めを遵守し、道路等及び他人が所有、占有、管理している場所に不法に投棄してはならない。



# 改正条例案（骨子） 4

## 第10条 飼い犬のふんの放置の禁止

飼い犬の所有者は、道路等及び他人が所有、占有、管理している場所に飼い犬のふんを放置してはならない。

## 第11条 重点地区の指定

この条例の目的を達成するため、特にポイ捨て及び道路上における喫煙等を防止する必要があると認める区域を、重点地区として指定することができる。

## 第12条 重点地区内における禁止行為

何人も、重点地区内においては、正当な権原\*に基づく吸い殻入れが設置されている場所を除き、道路等で喫煙をしてはならない。

\*権原とは  
ある行為を正当なものにする法律上の原因

## 第13条 指導及び勧告

市長は、第7条、第8条、第9条、第10条の規定に違反した者に対し、原状回復その他必要な措置を講ずるよう指導又は勧告することができる。

## 第14条 過料

重点地区内において、第7条及び第12条の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。